

## 令和7年度第1回水俣市上下水道事業審議会

- 1 日 時 令和7年11月25日（火） 午後3時
- 2 会 場 水俣市役所4階 委員会室1、2
- 3 出席者 10名  
欠席者 1名
- 4 事務局 8名
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 市長挨拶
  - (3) 委員及び事務局職員紹介
  - (4) 会長及び副会長選出
  - (5) 会長挨拶
  - (6) 諮問
  - (7) 上下水道料金等の改定について
  - (8) 質疑応答及び意見・提言
  - (9) 閉会

開会：午後3時

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、ただいまから水俣市上下水道事業審議会を開催いたします。

本日の審議会では、後程会長及び副会長を選出させていただきますが、それまでは事務局の方で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に、お手元の配付資料等の確認を行います。

まず、今回ご承諾いただきました水俣市上下水道事業審議会委員の委嘱状と、本日の会議次第、水道事業及び公共下水道事業の投資・財政計画（収支計画）の方をご用意しております。

また、資料といたしまして、事前に配布しております第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画と水俣市公共下水道事業経営戦略のほうはお持ちいただいておりますでしょうか。もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局の方までご連絡ください。よろしいでしょうか。

それでは、ここで水俣市長高岡利治がご挨拶を申し上げます。

### ○市長

皆様こんにちは。本日ですね、令和7年度の水俣市上下水道事業審議会の開催に当たります。一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には今回の委員をお引き受けいただき、また、年末の大変お忙しい中にご出席をいただきましたことに対しまして、この場をお借りし感謝申し上げます。

前回、令和5年度に開催をいたしました審議会では、水俣市の公共下水道事業経営戦略の改定につきましてご審議をいただき、水俣市公共下水道事業経営戦略の改定またその際いただきました答申では、下水道処理区域外を含めました不公平感のない事業の取り組みと、料金改定に係る上下水道事業審議会を開催する際には、近隣市町村の具体的な状況を提示いたしまして、市民が十分に納得できるような説明をするようにとのご提言をいただいております。

昨今、全国のニュースで上下水道管の破損や破損に伴う道路の陥没などが取り上げられております。本市の上下水道施設も老朽化が進んでおり、今後改修に伴う維持管理費が増大をしていく見込みとなっております。本市の人口は年々減少しております。給水収益及び下水道使用料を収入につきましても、今後減少が見込まれ、上下水道事業経営がさらに厳しい状況になることが予想されていることから、料金改定は必要不可欠であると考えております。

今回、上下水道料金等の改定につきまして、本審議会委員の皆様方のご意見、またご提言をいただき、今後の上下水道事業を効果的かつ健全に運営をし、安定的に事業の継続を目指して参りたいと考えております。

改めまして、委員の皆様方には慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○司会

ありがとうございます。では、続きまして、委員のご紹介並びに事務局職員の紹介に入りたいと思います。正面向かって右手の方からご紹介いたします。

○司会

続きまして、事務局の職員をご紹介いたします。よろしくお願いたします。

それでは、本日の会議の方ですが、本日委員の11名中、10人がご出席をされておりますので、水俣市上下水道事業審議会条例第7条第2項の規定に基づき、本審議会が成立することをご報告いたします。

それでは、審議会の会長及び副会長の選出に移らせていただきます。水俣市上下水道事業審議会条例第6条では、委員の互選により、会長、副会長を1名ずつ置くことが定められております。当事務局の案といたしまして、前回令和5年度上下水道事業審議会では、会長、副会長をしていただきました委員に再度お願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○司会

ありがとうございます。

それでは皆様の方にご承認いただきましたので、会長、副会長に就任されます。よろしくお願いたします。

それでは、お2人は会長席副会長席へお移りください。

(会長、副会長移動)

では、お2人を代表いたしまして、会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長

前回に引き続き会長、副会長に選任されました。不手際な点があると思いますが、円滑な議事進行に皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回の審議会は、令和5年度に開催された審議会で委員の皆様からご了承いただきました水俣市公共下水道事業経営戦略と、事前に拝見させていただきました第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画の中で、令和9年度に計画しております上下水道料金の改定につきまして、皆様からご意見、ご提言をいただきたいという趣旨でございます。計画の趣旨を勘案していただきまして、皆様のお考えを言っていただければと思います。

先ほど高岡市長の挨拶にもありましたとおり、全国でも上下水道の破損等が話題になっておりますが、上下水道事業は市民の生活を守るライフラインとして大変重要なものであると認識しております。

今回の審議会を通して皆様とともによりよい上下水道事業への提案ができればと考えております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。それでは、ここで高岡市長から会長へ諮問をお願いいたします。

○市長

水俣市水道事業及び水俣市公共下水道事業における上下水道料金等の改定について。

このことについて、水俣市上下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、次項について諮問します。

#### 1 水道料金等及び下水道料金の改定について

前回令和5年度に水俣市上下水道事業審議会を開催し、水俣市公共下水道事業経営戦略の改定について審議され、令和9年度に料金改定を計画していることから、下水道処理区域外を含めた不公平感のない事業の取り組みと、料金改定に係る上下水道事業審議会を開催する際は、近隣市町村等の具体的な状況を提示し、市民が十分に納得できるような説明をするよう方針されています。

今回、令和3年3月に策定されました第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画令和6年3月に改定されました水俣市公共下水道事業経営戦略の中で計画をしております料金改定につきまして、ご意見、ご提言をいただきたく諮問するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございます。それでは、まことに申し訳ございませんが、市長は別の公務のため、ここで退席させていただきます。

○市長

どうぞよろしくお願ひいたします。お世話になります。  
(高岡市長退席)

○司会

それでは、議事に入りたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは、次第に従って議事の進行をさせていただきます。上下水道料金等の改定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、水俣市上下水道事業審議会の開催にあたり、今後のスケジュールにつきまして、簡単にご説明いたします。本日、第1回審議会ののち、議事の進行に沿って数回開催しまして、令和8年3月ごろに答申。令和8年6月定例会市議会に条例改正案を上程し、料金システムの改修をして、令和9年度に料金改定を予定しております。

それでは、上下水道料金等の改定につきましてご説明いたします。資料としまして、事前に配布しました第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画、水俣市公共下水道事業経営戦略、また、本日用意しております水道事業及び公共下水道事業の投資財政計画、収支計画をとなります。

まず、水道事業につきまして、令和3年3月に策定しました第4次水俣市水道事業経営方針及び、中長期計画の概略から説明いたします。資料の1ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

本計画は、平成26年8月の総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」及び平成28年1月の総務省通知「経営戦略の策定推進について」により、安定的に事業を運営していくための基本計画として、すべての公営企業が「経営戦略」を策定することが要請されていること、また従来の施設更新計画に加え、給水区域内全体の施設整備計画を大きく見直し、20年間の計画として「水道施設再構築計画」を策定したことに伴い、経営戦略の要素を組み込んでおり、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間となっております。

しかし、水道料金、下水道使用料ともに令和9年度料金改定する計画ですので、整合性を図るため、水道事業の「投資・財政計画(収支計画)」を、公共下水道事業と同じ令和14年度までとし、計画期間を2年間延長する予定であります。

次に、2ページ2.事業概要につきまして、供用開始年月日は昭和12年4月1日。地方公営企業法を全部適用しております。給水人口は令和元年度末で21,765人、最新の令和6年度決算では19,511人と、6年間で約2,200人減少しております。水源は主に伏流水、地下水を利用しており、浄水場設置数が1、配水地設置数が24、管路延長は令和6年度末で165.4kmとなっております。施設能力は1日当たり21,683立方メートル。令和6年度末の設備利用率は35.5%となります。

次に、水道料金につきまして、家庭や事業所、工場等において使用する一般用は、8 m<sup>3</sup>までの基本料金に口径別のメーター使用量を加算し、使用水量の増加に伴い、1 m<sup>3</sup>当たりの料金が増加していく従量料金制を採用しております。条例上の水道料金は、口径13 mmの使用水量20 m<sup>3</sup>ではメーターの使用料80円、基本料金850円、従量料金130円に12 m<sup>3</sup>分を掛けた1,560円、すべてを加算し、消費税及び地方消費税相当額を加算した2,739円となります。

次に、3ページ組織につきまして、令和2年4月に下水道課と組織統合を行い、統合前の水道局11名と下水道課6名を合わせた17名、会計年度任用職員5名、計22名から、図に示してあります通り、上下水道局として1局2課4係の職員16名、会計年度任用職員5名、計21名でスタートしております。令和7年4月1日現在では、上下水道局1局2室1係の職員15名、会計年度任用職員6名に縮小しまして、業務の効率化と経費節減に努めております。職員の人件費の内訳としまして、水道事業会計から9名分、公共下水道事業会計から6名分を支出しております。

同じく3ページ、経営比較分析表を活用した現状分析につきましては、別紙「経営比較分析表（令和元年度決算）」と記載されておりますが、17ページ目に最新の「経営比較分析表（令和5年度決算）」を添付しております。各グラフが記載されている所をご覧ください。ちょうど17ページ目になります。こちらをご覧ください。よろしいでしょうか。それぞれの表の見方としまして、棒グラフが水俣市、折れ線グラフが類似団体平均値、表右上の黒括弧内の数値が全国平均値となっております。

まず、1. 経営の健全性・効率性から順に説明して参ります。

①経常収支比率は単年度の収支が黒字であることを示す100%以上になっていることが必要ですが、令和5年度は100%を上回っており、かつ②累積欠損金比率は0%で欠損金がないため、概ね健全な経営と言えます。

③流動比率は1年以内に支払うべき債務に対する現金等があることを示しており、流動負債に対して流動資産が上回っているため、十分な支払能力を有していると言えます。

④企業債残高対給水収益比率は、類似団体平均値と比較して低い水準にありますが、人口減少等に伴い給水収益が減少していること、令和6・7年度第1水源地急速ろ過機更新工事の実施に伴い、企業債借入が必要になることから、今後は増加していくことが予想されます。

⑤の水を供給するためにかかる費用を給水収益で賄えているかを示す料金回収率は100%を上回っていますが、減価償却費の増加に伴い、徐々に下降しており、⑥給水原価は逆に徐々に上昇しております。

⑦施設利用率が平均より低い水準となっているのは、人口減少に伴い、1日平均配水量は年々減少しており、施設能力が過大になっていることを示しております。水道施設の統廃合を含め、適正な施設利用率を目指す必要があります。

⑧有収率は類似団体平均を上回っていますが、毎年実施している漏水調査や修繕と同じように、漏水も新たに発生しているため、指数がやや下降傾向にあります。

次に、老朽化の状況につきまして、①有形固定資産減価償却率は平均を下回っていますが、計画的に施設の更新を行い、現在の指数を維持するよう努める必要があります。

②管路経年化率は平均より低い水準であります。近年は管路以外の施設更新に多額の

費用がかかっているため、③の管路更新率が平均より低い水準で推移しております。今後大幅な改善は見込めませんが、計画的に管路更新を進めて参ります。

次に、6ページに戻りまして、3. 将来の事業環境、(1) 給水人口の予測につきまして、「まち、ひと、しごと創生 水俣市人口ビジョン（改定版）」で設定しています「水俣市の人口見通し長期目標」の人口予測値を採用しており、人口減少率から給水人口を算出しております。

本計画策定時の令和6年度給水人口予測値20,815人に対して実績値が、19,511人と、約1,300人の誤差が生じておりますので、こちらで示しておりますグラフ以上の減少が見込まれています。

(2) 水需要の予測につきましても、給水人口の減少に伴い、今後も減少が続くものと予想されます。

次に、7ページ(3) 料金収入の見通しにつきまして、人口予測値と同様に誤差が生じておりますので、令和6年度までの決算額、令和7年度当初予算、令和8年度当初予算要求額をもとに計算をし直しまして、令和14年度までの収支計画を作成しております。

本日配付しました資料、「水俣市水道事業給水収益・純利益（又は純損失）の予測をご覧ください。今日お配りした中の最初の水道事業に関するグラフが載ってる資料ですね。よろしいでしょうか。まず、グラフの見方ですが、棒グラフが給水収益、折れ線グラフが純利益を示しており、いずれも消費税及び地方消費税が相当額を抜いた金額です。

また、令和9年度に改定しなかった場合、10%改定した場合、15%改定した場合の3パターンで予測をしております。

給水収益は、令和2年度決算額3億7,414万4千円から令和6年度決算額3億3,472万4千円と約4,000万円減少しており、令和9年度以降も毎年約600万円の減少が見込まれます。料金改定をしなかった場合、令和10年度から純損失に転じることが予想されます。

次に、現在計画しております令和9年度に10%で改定した場合、給水収益3億4,600万8千円、純利益3,707万7千円が見込まれますが、その後減少を続けて、令和14年度には、純損失に転じることが予想されます。

次に、一番下のグラフですね。15%で改定した場合、給水収益3億6,173万6千円、純利益5,280万5千円が見込まれており、本計画で目標としております5,000万円以上を確保することができ、建設改良積立金に積み立てることが可能となり、老朽化した施設を計画的に更新することができますが、市民生活に与える影響も大きくなりますので、慎重に検討する必要があります。

次に、9ページ以降の文言数値につきましては、ただいまご説明いたしました「投資財政計画（収支計画）」の修正に合わせて、見直しを行う予定です。「第4次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画」につきまして、説明は以上となります。

続きまして、「水俣市公共下水道事業経営戦略」の概略からご説明いたします。資料は「別添2-2」となります。よろしいでしょうか。

本計画は、水道事業と同じく総務省通知及び平成29年2月に策定し、前回令和5年度水俣市上下水道事業審議会の審議、答申を経て、令和5年3月に改定、令和6年11月に

修正を行っております。計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間です。

次に、1ページ、1. 事業概要につきまして、供用開始年月日は平成3年3月31日。地方公営企業法を令和2年4月から全部適用しております。最新の令和6年度末で認可区域361haのうち、処理区域357.8ha。処理区域内人口が、11,399人、1ha当たりの人口密度は、31.9人。1処理区に対して水俣市浄化センターの1処理場となっております。

次に、使用料につきまして、8m<sup>3</sup>以下の基本使用料に3段階の超過使用料を加算し、算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。条例上の使用料は、使用水量20m<sup>3</sup>では、基本使用料1,150円、超過使用料175円に12m<sup>3</sup>分を掛けた2,100円、これらをすべて加算した額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した3,575円となります。

次に、2ページ、組織につきましては、先ほど水道事業で説明した通りです。

次に、民間活力の活用等につきまして、浄化センター及び雨水ポンプ場等の運転管理業務を平成15年度から包括的民間委託を導入しており、契約期間は現在5年間ごとに更新しております。

次に、3ページ、経営比較分析表を活用した現状分析につきましては、水道事業と同じく、最新の「経営戦略分析表(令和5年度決算)」を最後のページに添付しておりますので、こちらのA3用紙をご覧ください。それぞれの表の見方は水道事業と同じく、棒グラフが水俣市、折れ線グラフは類似団体平均値、表右上の黒括弧内の数値が全国平均値となっております。

まず、1. 経営の健全性効率性から順に説明して参ります。

①経常収支比率は、令和5年度は100%をやや上回っており、かつ、累積欠損金比率は0%ですので、欠損金は生じておりませんが、③流動比率が全国・類似団体平均値と比較して低い水準にあることから、使用料収入のみでは賄いきれないため、一般会計繰入金を基準外で繰り入れている状況であります。

④企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値と比較して低い水準にありますが、これは汚水に係る公共下水道管路整備が概ね完了しており、企業債残高も減少してきていることによります。

⑤経費回収率は100%を下回っていますので、使用料の見直しを検討する必要があります。

また、⑥汚水処理原価は全国・類似団体平均値より高い水準にあることや、⑦施設利用率が全国類似団体平均値をやや下回っていることから、汚水維持管理費の経費節減や施設・整備について、過剰投資にならないよう努めていく必要があります。

⑧水洗化率は類似団体平均値を上回っていますが、今後使用料収入を確保するためにも、水洗化率向上に努めて参ります。

次に、2. 老朽化の状況につきまして、浄化センター及び汚水中継ポンプ場が建設後約30年以上、雨水ポンプ場は約40年以上経過しているため、法定耐用年数を超過した設備等から重点的に更新しており、まだ管路改善は進んでおりませんが、今後敷設30年以上経過した管路が増えてきますので、優先順位をつけて取り組んでいく必要があります。

次に、4ページに戻りまして、2. 将来の事業環境、(1) 処理区域内人口の予測につき

まして、資料内には記載しておりませんが、令和6年度末の行政区域内人口が21,420人、処理区域内人口が11,399人となっており、下のグラフをご覧くださいとわかりの通り、本市の処理区域内人口は年々減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

(2) 有収水量の予測でも、次のグラフの通り、処理区域内人口の減少に伴い、今後も減少が続くものと予想されます。

次に、5ページ(3) 使用料収入の見通しにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、給水収益と同じく、令和6年度までの決算額、令和7年度当初予算、令和8年度当初予算要求額をもとに計算し直しまして、3パターンで予測しております。本日お配りしました、「水俣市公共下水道事業 使用料収入・純利益(又は純損失)の予測」をご覧ください。

最初に、グラフが3つ載っています本日お配りした資料をご覧ください。下水道使用料収入は、令和2年度決算額2億5,356万7千円から、令和6年度決算が2億2,522万4千円と約2,800万円減少しております。料金改定をしなかった場合、今までと同じように一般会計から基準外繰入金を繰り入れて純損失にならないようにしなければなりません。

次に、真ん中の、現在計画しております令和9年度に10%で改定した場合、使用料収入2億3,186万4千円、純利益13万6千円が見込まれますが、その後、基準外繰入金がなくなり、基準内繰入金が増加する見込みとなっております。

次に、一番下、15%で改定した場合、使用料収入2億4,240万3千円、純利益1,067万5千円が見込まれており、今後、建設改良費積立金に積み立てることが可能となりますが、こちらも水道事業と同じく市民生活に与える影響も大きくなりますので、慎重に検討する必要があります。

最後に、水道料金等につきましては、平成15年に基本料金を100円値下げしてから22年、下水道使用料につきましては、平成20年に4.7%の値上げをしてから17年、消費税率の変更に伴う改定を除き、据え置いたままとなっております。人口減少に伴い、今後も給水収益及び下水道使用料収入の減少が見込まれ、厳しい経営状況を改善するうえで、料金改定はやむを得ないものと考えております。

次回の審議会におきましては、熊本県内の14市、類似団体、近隣市町村の状況をお示しし、料金体系の見直し、料金改定率と具体的な内容をご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明していただきましたが、内容等につきまして何かご質問はございませんでしょうか。

#### ○委員

すみません。下水道の説明の中で一般会計の繰入金で基準内、基準外といった言葉があったんですけれども、この基準内と基準外、違いについて教えていただければと思うんで

すが、よろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

はい、それではご説明いたします。先ほど説明の中でありました一般会計からの繰入金についてですが、例年総務省からですね、一般会計から地方公営企業に対して繰り出すことができる金額について定めておまして、この通知の中に記載されている内容が、いわゆる基準内繰入金として、企業会計に繰り入れることができる金額となっております。公共下水道につきましては、主な一般会計からの繰入金の内容としまして、負担金、補助金、出資金の3つがあります。

負担金につきましては、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額が雨水処理負担金として繰り入れており、こちらはすべて基準内の繰入金となります。

次に補助金につきましては、水俣市が採用しているのは汚水と雨水が分かれている分流式の公共下水道となっております、こちらに要する資本費のうち、経営で賄うことができない、収入をもって充てることができない場合に、その分で認められている相当額が基準内の繰入金となります。

その他、職員の給与費ですとか、あと収入の不足分ですね、これについては基準外ということで、一般会計から基準外繰入金として繰り入れております。

最後に出資金ですけれども、出資金は下水道事業に係る建設改良費のほとんどの財源につきましては、国の補助金、または企業債ですね、お金を借りる、こちらで賄われていましてけれども、こちらの財源でまかないきれない場合に、事務費の一部ですとか、職員給与費について、一般会計から出資金という形で繰り入れております。こちらは基準外の繰入金となります。

ですから、公共下水道の資料の中でですね、投資財政計画、収支計画の最後のページの様式第2号、法適用企業資本的収支という、A3の紙があるんですけども、こちらをご覧ください。税込みの金額で記載されてあるんですけども、一番下段の部分、一般会計繰入金という欄は、一般会計繰入金、収益的収支と資本的収支分というのがありまして、収益的収支分というのが、主に経営状況に関する部分、資本的収支分というの、主に建設改良に関する部分があります。

ですから、資本的収支のうち、基準外繰入金というのが、主に出資金とか、上の段収益的収支分、このうち、基準外繰入金って言われるところが主に職員給与費にあたる部分ですとか、収入不足分に係る部分ですね、がこちらの基準外に入っていますので、先ほど申しました雨水処理にかかる負担。分流式下水道に要する経費に係る補助金というの、上の段の基準内繰入金というところに該当します。

令和2年度から令和6年度までの決算値で見ますと、基準外の繰入金が令和2年度で、9,300万円、令和3年度で7,100万円、少しずつ減ってはきていますけれども、令和6年度で2,500万円に下がっております。

こちらは一般会計からいただいている金額になりますので、こちらをなくすことを目標に経営状況を改善していかないといけないということですから、令和9年度の料金改定でこちらをゼロに近づけるような料金改定が必要ということになります。

よろしいでしょうか。

○会長

ありがとうございます。他に意見等ございませんでしょうか。

○委員

はい。先ほど事務局の方から、今回の会議でですね、熊本県下の市町村の料金の状況を一応ご説明いただけるということだったんですけど、それで、令和の初めごろから玉名とか天草とかですね、先行して、結構値上げが新聞に載っていたんですけど、その時に今の状況の熊本県下の水俣市の下水道と水道の料金の順位とそれと改定後のですね、順位というのを一応分けてですね、説明をしていただければ、財力を含めてですね、水俣市の立ち位置がわかるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○事務局

はい。先ほどの回答ですけれども、まだ最新のデータというのはご用意していないので、今回の審議会のときにお示ししたいと思っておりますが、現在、私どもで把握している資料として、令和6年の3月ですね、その時点での県内14市ございまして、その中で、水道料金の順位ですね。下水道使用料の順位はお答えできますので、まず、水道料金につきましては14熊本県内で14ある中で、高い順で行きますと、上から7番目になります。下水道使用料につきましては、高い順番で行きますと、上から8番目になります。合計ですね、水道料金、下水道使用料合わせた上下水道料金等でいきますと、高い方からいきますと、上から9番目となっておりますので、ここ最近ですね出水市さんも、下水道使用料値上げとかしておりますので、最新の状況をまたお調べしてから提示させていただきたいと思っております。それに合わせて水俣市の料金改定としても、やはりあまりよその自治体と比較して高過ぎてもいけないですし、低過ぎてもいけないというところで、熊本市ですとか、八代市さんあたりとは人口規模が違うので一概に同じようにというのは言えないんですけども、同じ熊本県内でも類似団体と言われるところがありますので、そちらと同じぐらいの、できればとは思ってましますけれども、なかなか経営状況が厳しいので、そちらも踏まえながら改定ですと、次回ご提示させていただきたいと思っております。以上です。

○会長

他に何かご質問はございませんでしょうか。

○委員

はい。どうもあの数字に弱いものですから今聞いたけども少しすぐ抜けてしまったようなところもありますけども、2点ほどですねちょっと、教えて欲しいと思っております。1点はですね、先ほどの説明の中で、水洗化率の向上を図っているという話があったかと思うんですね。

この水洗化率というのは、今の現状と比べてどの辺まで図られるのかという。その水洗化率というのはこれからあまりもう他の市町村進めていないんじゃないか。もう個別にそ

のやるっていくようなところの市の話も聞いたような気もするんですね。何で水俣市がその水洗化率を上げようとしているのか、これが1点です。

もう1つはですね、これはもう全国一番心配なところではあるんですけど、漏水或いは配管の破裂とかありますよね。先ほどその漏水のことでお話があって、確認をどういうふうにされてるか、漏水確認。これは数字、機械的に、或いはもう現場を掘ったりなんかしてやってくれるのか、その辺のその漏水の確認方法をちょっと教えていただけますか、この2点をお願いします。

#### ○事務局

はい。それではまず、水洗化率についてご説明いたします。

水洗化率というのは、水俣市全体ですね、汚水処理人口というのがありまして、水俣市全体でいきますと、公共下水道に接続してある世帯、それから合併処理浄化槽ですね、接続されてる世帯、それを含めた数値を汚水処理人口としております

水俣市全体の水洗化率という場合には、公共下水道事業に接続、合併処理浄化槽接続両方の接続率を上げることが水俣市全体の水洗化率となります。今回はあくまで公共下水道区域内だけの話になりますので、公共下水道区域内ですと、今整備率が約361haのうち358haが整備完了となっております。その中で、下水道接続率は90%を超えておりますので、なかなかこれ以上の水洗化率の向上というのは難しい状況ではあるんですけども。ただ、東京ですとか、大きな町になりますと、もうほぼ100%なんですよ。ですから、やはり県からは、県全体での水洗化率の向上っていうのを言われて、アクションプランといったような計画も作られてますので、その中で目標値を立てております。その目標値にできるだけ近づけるようにというところで、大きな水洗化率向上のための何かプロジェクトとかをしてるわけではないんですけども、新しくリフォームをされるとか、そういったときにはできるだけ下水道に接続してもらうようなパンフレットの配布ですとか、あと市報での広報活動とか、そういったのは今後も続けて参りたいと思っております。

#### ○事務局

漏水については、水道の漏水の確認ということでございましたが、近年、令和5年だったかな、毎年検針員の方に委託をして、メーター機に漏水の音をひろう機械を設置しながら検針も兼ねてやるところではあります。それで音が、漏水音が高いような場合は、職員が見に行っても漏れてるのか漏れてないのかとかそういう確認をしております。

ただそれはタップ内自宅内に入る直近ぐらいまでの範囲なので、なかなか本管までは追いつかないような状態ではあります。あの目星をつけて、今度は本管の方もそういう音を拾う機械を設置したりとかして、不定期ではあるんですけど漏水調査を行っているところなんです。

水俣市としては今現状それぐらいなんですけど、近年はAIを活用してっていう話がありまして、衛星から電波飛ばして、あとはAIの方に診断して漏水箇所を検討してもらってというメーカーさんが国内2社ほどあります。今、1企業さんとお話をさせてもらったりとかして検討したんですけど、なかなかその費用がかかるのと、漏水発見してもそこを修繕するところではまた次の弱いところに漏水がいつかしてしまうので、いちごっこのよう

な、状況があるというのは他市町村から聞いておりますので、ここはまたちょっと要検討で残してるところで、漏水の調査としては現状そんなところですよ。

○委員

すみません。今の水洗化率向上、その辺のところでもう一度お伺いしたいんですけども、今の所、下水道管理してる区域。数字、水洗化率を上げると、これは非常にいいことだと思うんですね。ただ、いま水俣市それで、今のこの区域内でもだんだん空き家が、増えてきてますよね。そういう空き家対策まで考えた場合、今現在住んでいるけれども、ここ何年かしても住まなくなる。そういった空き家になる可能性のところまで考えておられるのか。というのは、他の町では下水、下水道つなぐところをやめてしまうと、その家族その1世帯だけの浄化水槽に切り換えるっていう話を聞いて、要するに浄化水槽に切り換えたほうがいいのか、やはり水洗管の管を繋いでやったほうがいいのか、その辺はやっぱりこう考えておられるのかなと思って。現在は下水道管繋いでるけども、将来的にはもうこの下水道が繋がらずに、1軒だけつながずに処理しようとかそういう考え、計画というのはないんでしょうか。

○事務局

公共下水道区域内につきましては、他の自治体とかですね、今でも下水道区域を広げていることはあるんですよ。でもこれ水俣市の場合でしたらもともとは、600ha以上の計画区域を持っておりましたけれども、南福寺地区ですとか、あとは初野地区、それから長野町、ここまで下水道の計画区域に入ってたんですけども、費用対効果、そういったものも含めて計画を見直しまして、先ほど自治会長さんがおっしゃった通り、人口も減っていくその中でやっぱり下水道管が来てももう今まで通りつながないっていうような、そういった声も、聞かれたので、もう今それを半分ぐらい減らしています。いま下水道区域に関して新たな本管整備とかそういったものを行っておりません。あくまで今ある施設にまだ繋いでらっしゃらない方がいらっしゃるの、そういった方にできるだけつないでいただくというふうな方針でやっております。

○委員

わかりました。よろしくお願ひします。

○会長

他にご質問ございませんでしょうか。

○委員

はい。一般会計の繰入金なんですけど、来年度、本年度、将来的にだんだん減っていつてるんですね。実際老朽化に伴って、配管とか取りかえ、耐用年数が過ぎてる管とかはする必要のあるのに、繰入金が減ってるのは、なぜなんですか。

○事務局

はい。基準外の繰入金が減る一番の理由というのは、料金が下水道使用料を改定して使用料収入がまず増えることですね。それが、基準外の繰入金が減る一番の理由となります。それ以外ではですね分流式の下水道にかかる補助金ですね、分流式に要する経費にかかる補助金というのは、やはり分流式の施設ってというのはあくまで、下水道使用料として賄いきれない部分ってというのが、いわゆる施設に係る減価償却費といわれるものですね、減価償却費ってというのは施設があれば必ず残っていくもので、この残っていくものに対して、下水道使用料でどうしても減価償却費自体が何億っていう単位でありますので、それをすべて、下水道使用料で賄うことは不可能ですので、そういった部分に関しては、一般会計から基準内の繰り入れとして充てていいですよという総務省からのですね、ちゃんと汚水資本維持管理費にかかる部分の計算式がありまして、その計算に当てはめてしていくと、どうしても基準内の繰入額ってというのは少しずつ増えていく。それで基準外の繰入金ってというのは減っていくんですけども、ただ、下水道の使用料自体もどんどん減っていくので、そこは全く追いついていかない。その状況を補填するための下水道の使用料の改定が必要になるっていうことになる。

○委員

優先順位として使用料から、出す。そうですね。そのあと足りない部分を補填していく。

○事務局

あくまでですね、水道事業、公共下水道ともに企業としてやっていく、自分たちで、私費で負担をしないといけないってというのが原則になってますので、公営企業はですね、その民間の企業等のように、儲けに走るっていうわけではないですけども、自分たちの施設の維持管理、というのは自分たちの私費で負担して賄っていくというのが原則となりますので、まずは使用料を適正な使用料を徴収した上で、足りない分を補填してもらうという考えになっています。

○会長

よろしいですか、では他に質問等ございませんか。それでは私からもう1つよろしいですか。

今の話の中でですね、改定の判断という、説明がありましたけど、やっぱりさっき言ったように近隣とか他という比較をですね、次回にはですね、例えば身近なところでは私が思うには出水さんとか人吉さんとか、近い距離にやっぱりあるのでやっぱりそういうところも含めてですね、ご判断が妥当だなあというところをですね、こうしていかないと、区域内では受益を受けてますけども、利益を受けない区域の方もいらっしゃるものですから、負担の公平というのもあるので、納得がいくと判断できるおおざっぱな資料をですね、お願いしていただきたいと思います。それではですね、もう、ご質問はないですね。

○委員

最後私だけすいません。先ほどの説明の中で、上下水道料金の県下の順位高い方から、

上下水道合わせて9番目だったですかね。それに対して15%値上げしたら何番目ぐらいですか。

○事務局

まだ正確な数字は出してはいないんですけれども、基準となるのがですね、先ほどから条例上の使用料、あと条例上の料金ということで、20㎡ですね、20㎡の使用水量に対してっていうのが全国の基準で提示する金額になってるんですけれども、先ほどご説明した、水道料金が上から7番目、下水道使用料が上から番目。合計で上から9番目っていうのも、あくまで20㎡ですね。その基準の中での順位になってますので、各自治体によって料金体系が違うので、ものすごく基本料金が安いところもあれば、基本料金もがすごく高いけれども、従量料金が安いところというのがあるので、なかなか基準として、どの基準、例えば10㎡であったり30㎡のときって、それぞれで順位っていうのは若干変わってくるんですよね。ですから、そういった、全国の自治体の中でそういった基準として、大体表示するのが20㎡ですよ。ですからその20㎡でしたときに、15%にしたらどのぐらいになるかっていうのは、ちょっとすいません、時間等は今のところはですねまだお示しできないので、次回の審議会の中ではですね、そういったところも含めて、10%のときで、順位が何番目ぐらい、15%で何番目ぐらいっていうのはお示しすることができると思いますので、よろしく願いいたします。

○会長

はい。他によろしいですか質問は。はい。それではですね、ここで質問がないということなので、本日の議事を終了させていただきます。次回の開催日いつでよろしいか。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは、次回の開催につきましては、来年、令和8年1月の26日ですね、26日月曜日、同じ午後3時を予定しております。会場はこちらを予定しております。先ほどご説明した通り、次回の開催のときに、料金体系の見直しですとか、あと、料金改定率、それから近隣市町村等の状況等も含めて、資料としてご用意いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長

日程は先ほど申し上げた通り、1月の26日、26日でよろしかったでしょうか。

○事務局

はい。時間は午後3時と同じ場所を予定しております。

○会長

それでは次回の開催日は今言われたように、令和8年1月26日、月曜日午後3時から、場所は同じくこの委員会室とさせていただきます。よろしく願いいたします。これも

ちまして、水俣市上下水道事業審議会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。それでは事務局にお返しします。

○司会

では皆様、本当に長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これをもちまして水俣市上下水道事業審議会を閉会いたします。次回の開催につきましては、後日文書でお知らせいたします。よろしく願いいたします。では本日は誠にありがとうございました。お疲れ様でした。ありがとうございました。